

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会 第1回会議 会議録

- ◆ 日 時 : 平成30年(2018年)11月21日(水) 10:00 - 12:00
- ◆ 開催場所 : 滋賀県危機管理センター1階 会議室1
- ◆ 出席者 : 【委員】
中谷委員(座長)、久保委員(座長代理)、北岡委員、北村委員、古久保委員
鈴木委員、保坂委員、村田委員、山下委員、山中委員
【事務局】
〈県民生活部〉浅見部長、田原文化振興課課長、西川文化振興課主幹
〈健康医療福祉部〉市川次長、丸山障害福祉課課長
- ◆ 議 題 : (1) (仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について
(2) 障害者による文化芸術活動の推進に向けた取組について
(3) 各委員からの御意見等

◆ 議事概要 :

発言者	発言内容
	<p>■ 開会</p> <p>県民生活部 浅見部長 挨拶</p>
事務局	<p>■ 座長の選任</p> <p>座長の選任について、資料1 懇話会設置要綱第3条2項に基づき、委員の互選により座長を選任いただきたい。</p>
委員	<p>先日、滋賀県文化賞を受賞されました、中谷委員が適任だと思います。推薦いたします。</p>
委員全員	<p>(拍手)</p>
事務局	<p>皆様の総意により、中谷委員に座長をお願いしたいと思います。</p>
座長	<p>共生、いわゆるボーダレスということが本当に体感できて、「その子たちのために光を」ではなく、「その子たちを世の光に」という、糸賀先生の思いがどれぐらい実現できているのか、その言葉の重さについて皆が共有できる時代になってほしいと常々思っております。</p> <p>滋賀県がより良く先進になるように、先頭に立って取り組んでいただきたいとも思いますし、滋賀県らしさの出る指針がまとまるように取り組みたいと思っておりますので、より良い議論をよろしく願いいたします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
事務局 座 長	<p>懇話会設置要綱第3条5項により、座長から座長代理を指名いただきたい。</p> <p>久保委員にお願いしたいと思います。</p>
事務局 座 長 委 員 事務局	<p>■ 議題(1) (仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について</p> <p>[資料等の説明]</p> <p>今の説明について御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひします。</p> <p>この懇話会は、基本計画を策定する委員会なのか、位置付けについて伺いたい。 推進委員会や推進会議といったような性格を持った会議なのか。</p> <p>この懇話会では、計画の策定にあたり皆様に御議論いただき、骨子、素案、原案を作成する各段階で御意見・御助言をいただきながら策定していきます。</p>
事務局 座 長 委 員 委 員	<p>■ 議題(2) 障害者による文化芸術活動の推進に向けた取組について</p> <p>[資料等の説明]</p> <p>皆様ご意見いかがでしょうか。</p> <p>滋賀県では、「障害者プラン」とか「文化振興基本方針」で既にアール・ブリュットも含んでおり、その上で推進計画を策定するとなった場合、いくつかの策定の方向性があるのではないか。</p> <p>一つの方向性としては、計画の中身を総花的にとらえて策定する方法。二つ目に、滋賀県の特徴を見定めてそこに集中して策定する方法が考えられる。</p> <p>県がどちらに軸足を置いて策定するかで、本懇話会の議論の方向性が出てくるものと考えますが、現時点では方向性が明確でない。</p> <p>その上で意見を言えば、他の自治体もあまり取組のない「販売」に関することと、障害者の文化芸術活動を推進するための中間支援を行う人材の育成がポイントになるのではないか。</p> <p>さらに、これは法律では求められていませんが、滋賀県が弱い「発信」の方法もポイントになるはずである。滋賀県が色んなことやっていって成果を上げているということ、県民をはじめ県内外に伝わるような方策を検討すべきではないか。</p> <p>人材育成ってこういういった支援の計画をしていく中で、実際の現場でその計画を実行する時に、現状ではその人材が不足している、特に舞台芸術分野に関しては、ほとんどいない。多様な現場で多様な人材が必要とされているが、具体的にどういう現場・段階でどんな人材が必要とされているのかを把握し、整理する必要があるのではないか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
委 員	<p>「びわ湖ホール音楽会へ出かけよう ホールの子事業」では、小学生や障害のある児童、不登校の中学生等をホールにお招きし、声楽アンサンブルのメンバーと一緒に歌う等の取り組みを行っている。</p> <p>また、声楽アンサンブルが社会福祉法人に出向く「ホスピタルコンサート」などを開催するなど、地域に出向く活動をする中で、若い団員とベテランの団員・OBを組み合わせ出向くことで、ノウハウの伝承につながるよう意識している。</p> <p>県内の劇場・音楽堂等の状況について、障害のある方への理解や受入れの意欲はあるが、短期の契約職員が多く、研修をしてもノウハウが引き継がれない。</p>
座 長 委 員 委 員 委 員	<p>■ 議題(3) 各委員からの御意見等</p> <p>それでは、委員から順次、御意見を頂戴する。</p> <p>全国の障害者の文化芸術を進める 28 団体は、東京オリパラを一つの契機として、障害者の文化芸術を皆さんに知っていただき、裾野を広げ、そしていいものをさらに後押ししている。こうした団体は、発表の機会や創作する場の確保、劇場など専門のところとどうつながりを持てばよいのか、中間支援を行う人材の確保が大きな課題となっている。</p> <p>また、「発信する」というところが弱いと感じている。日本の障害者の文化芸術では、海外で評価されたものが日本に戻ってきた後に評価されるといった現状にある。</p> <p>まず、それぞれの地域がどう発信していくのが重要となるのではないか。</p> <p>滋賀県は全国の自治体の中でもアール・ブリュットという概念を使って、いろんなプランをこれまでもやってこられた。一方で、その概念に対して誤解が生じていることも事実で、その状況に対しての批判も生まれています。従って、滋賀県は今後もアール・ブリュットを推進していくのだと思いますが、となれば、アール・ブリュットとは何か、それが何で大事なのかということを発信していく責任がある。単なる障害者芸術ではなく、それとオーバーラップする概念としてアール・ブリュットというものがあり、滋賀県は今後も取り組んでいくという姿勢を出すことで、他の自治体との差異化になるのではないか。</p> <p>美術館自体は、鑑賞の機会という観点では、鑑賞いただく方に障害の有無に関わらず、美術を楽しんでいただく環境をハード・ソフト含めて整えていく。それは、新しい美術館においても当然であり、創造の機会とか作品の発表の機会の拡大ということになると考える。</p> <p>美術館は、作品の収集保存、あるいはその展示という基本的な機能、あるいはその学芸員の調査研究なり調査普及、教育普及というところで、このアール・ブリュットの分野でもしっかり責任を果たしていく必要がある。</p> <p>人材育成については、近代美術館でもアール・ブリュットを担当する学芸員を新たに</p>

発言者	発言内容
委員	<p>採用したりしているが、日本の大学でアール・ブリュットにかかる専門的な教育が行われておらず、大学での人材育成や研究の蓄積などが期待される。</p> <p>これまで展覧会の開催などをとおして、社会の中でひとりの人として対等に、安心して過ごせるような社会に、全ては彼らに対する尊厳、そういった思いが高まるようにというふうな思いをもって活動してきた。</p> <p>県内では、造形活動を支える仕組み作りや表現活動の場の拡大、発信を行う作業所は、まだ少ないのではないかと実感していた。また、取り組む作業所についても、本質的なことを学びながら、この取り組みが大切だと思ってやっている所がどれぐらいあるか、課題も多いのではないかと。</p> <p>地域の方の障害のある方々に対する意識や表現活動に対する意識が変わってきたことは実感しているが、福祉現場の職員たちの意識がそこに追いついていないのではないかと感じる。多くの福祉事業者の方々が、法律や計画に基づき、作業所での活動が活発になることを願っている。</p>
委員	<p>財団の統合を契機に地域創造部を組織し、各地に出かけていく部門を設けた。ここでは、先ほどの「ホスピタルコンサート」やアーティストの方に聾話学校等に出向いていただき演奏会を開催する等の事業を展開し、組織としてノウハウの蓄積に努めているところである。人材育成という観点では、組織として集中的に取り組む部門を作れば、職員の意識も含め、継続した人材育成に資するのではないかと。</p>
委員	<p>障害福祉課と文化振興課がどちらも障害のある方の文化芸術の推進に取り組んでいるのは、他の県にはあまりない。</p> <p>舞台芸術でいえば、裾野から高みを伸ばしていこうとすると、福祉でできる限界がある。そこを上手く文化振興にバトンタッチできるような連携が大切であると感じる。</p> <p>また、公共の文化施設がアウトリーチを行うこと重要であるが、民間のダンス教室等ではまだまだ敷居が高い印象を受ける。計画の策定により、広い意味での文化芸術の意識が変わっていけばよいと感じている。</p>
委員	<p>障害の有無にかかわらず、作家それぞれが自分の思いで作ることができる環境づくりが大事だと考える。作家によっては、著作権や所有権、対価等の問題によって、作品制作に集中できなくなる等の影響が出るのではないかと感じている。</p> <p>芸術というのは自分の思いで作ることがとても大事であり、そうした環境が築ければと考える。</p>
委員	<p>障害のある人の作品やパフォーマンス等を芸術として見るという目が育ってない。</p> <p>どんな有名な画家の絵でも自分のものさしがあり、これが好きだとかこっちのほうが良いという判断するのと同様に、障害のある人の芸術作品やパフォーマンスに対するものさしを持っていただきたいと感じている。</p> <p>あわせて、法律や計画を作成することにより、障害のある方が生き活きと活動できる</p>

発言者	発言内容
委員	<p>よう支えることができればと考える。</p> <p>人材育成という言葉が何度も出てきているが、日々の活動から、ダンサー・振付家・音楽家・衣装を作る人・舞台スタッフ・写真を撮る人・映像を撮る方、そしてマネージャー的に物事や日程とか全部調整してくださる方、海外行くなら通訳の方、それから、看護師の方、ありとあらゆるところでも人が足りないなということを感じている。</p> <p>同時に、障害のある方で「踊りたい」と思っている方が一体どこにいるのか、その人たちがどうしたら一緒にダンスできるのかという、そのアクセシビリティの部分で整備されてないというジレンマがある。</p> <p>人材育成を考えたとき、障害のある人たちの舞台を作る人たちと一緒に経験することで育っていくものと考え。そうした経験を恒常的に練習しているところで体験できるような身近な環境づくりが大切なのではないか。</p>
委員	<p>滋賀県で障害のある人の芸術活動が始まったのは、近江学園ができて、そのときに、職業訓練としてまた芸術活動として、陶芸活動が行われたというところから端を発して、恐らく 60 年以上の取り組みがそれ以降続いてきた。そういう 60 年の中でいろんな創作物が生まれ、やってきたことが、滋賀県は他の都道府県に比べると多く、その魅力を感じて積極的に取り組む障害福祉サービス事業所が 30 カ所以上はあるのではないか。</p> <p>最近では海外での事業展開も行っているが、日本という国は、障害のある人たちの表現活動を大事にしている国であるということが高く評価されている。またアジアでは、日本の「この子らを世の光に」の精神や文化芸術のプログラムをとおした交流から、日本に対してすごく興味を持っていただき、文化プログラムによる交流の値打ちみたいなものを感じている。</p> <p>滋賀県は、文化振興基本方針第 2 次、障害福祉プランの改訂版、次期基本構想案など、障害のある人の文化芸術活動の必要性が読み取れる項目が色々と書かれてあるということからも、滋賀県の取り組みを誇りにしたいと思う。</p> <p>こうした中で、今後滋賀県が何に向かうのか。集中と選択ってというような話もあったが、私は今後の美術館がどんなふうの流れになっていくのか大変注目をしている。美術館がこの共生社会のある一端を担うためにどうまとめられていくのか、大変興味を持って関心事として見つめていきたいと思う。万が一色んな事情で不十分な結果になった場合、「共生の文化芸術センター」のようなものを県立として設置することをご提案したい。障害のある人たちがそこでいつもダンスをしたり、市民と一緒に何かを作り上げていく。また子供たちやお年寄りや市民と交流をしながら芸術活動を通して、共生社会を作っていく恒常的な拠点を県内に整備し、共生社会の一つのシンボルの活動として、取り組まれてはどうか。この「共生の文化芸術センター」を中心に、さまざまな実践や研究など全国規模の展開をすることで、情報の収集や研究、人材の育成、情報発信につながるのではないか。</p>